

山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、山口市（以下「市」という。）が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽 法第2条第1号に規定するし尿及び雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水1リットル当たりのBODの日間平均値が20ミリグラム以下の機能を有するものであり、かつ、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するものをいう。
- (3) 高度処理型の浄化槽 前号に規定する合併処理浄化槽のうち、放流水1リットル当たりの総窒素濃度の日間平均値が20ミリグラム以下又は総磷濃度の日間平均値が1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。
- (5) くみ取り便槽 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便槽（泡や少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。
- (6) 変則合併処理浄化槽 既存単独処理浄化槽と変則合併処理装置（既存単独処理浄化槽と処理水と生活雑排水とを併せて処理する装置をいう。）とを組み合わせたものであって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものをいう。
- (7) 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (8) 転換 既存の専用住宅において、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を廃止して新たに合併処理浄化槽又は変則合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽等」という。）に付け替えることをいう。

(9) 改築 既存の専用住宅を取り壊し、同じ場所で新たに建築をすることをいう。

(10) 宅内配管工事 トイレ、洗面台、風呂、台所等からの排水を合併処理浄化槽に流入させるために必要な管渠や柵の設置及び合併処理浄化槽から側溝等までの放流管の設置に係る工事をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次条に規定する補助対象地域において行う、専用住宅に合併処理浄化槽等を設置する工事、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換に伴う宅内配管工事及び単独処理浄化槽の撤去の工事とする。

(補助対象地域及び施設)

第4条 補助の対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、市域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により公共下水道の事業計画を定めた区域以外の地域であって、次に掲げる区域を除く地域とする。

(1) 農業集落排水処理施設による処理区域及び処理予定区域

(2) 漁業集落排水処理施設による処理区域及び処理予定区域

(3) 地域し尿処理施設その他の生活排水処理施設の処理区域及び処理予定区域

2 前項の規定にかかわらず、公共下水道事業又は特定環境保全公共下水道事業の事業計画区域内で、毎年4月1日から起算して3年以内に公共下水道の整備が見込めない地域は、補助対象地域とする。ただし、補助金交付申請日において、市住民基本台帳に1年以上継続して当該住所に記録されている者が、既存の建物（改築を含む。）に合併処理浄化槽等を設置する場合に限る。

3 補助対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、補助対象地域において、自己の居住の用に供する専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽等であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の浄化槽機能保証制度の対象であり、同制度に基づき保証登録されたものであること。

(2) 合併処理浄化槽等を設置する建物から排出される生活雑排水をすべて処理するものであること。

(補助金の交付)

第5条 市は、補助事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 法第5条第1項に基づく設置の届出又は建築基準法第6条第1項若しくは

同法第6条の2第1項に基づく確認（以下「建築確認」という。）を受けずに、補助対象施設を設置する者

- (2) 補助事業を補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月20日までに完了することができない者
- (3) 自己が居住しない専用住宅に補助対象施設を設置する者
- (4) 専用住宅を借りている者で、所有者の承諾が得られない者
- (5) 共有名義の専用住宅で、他の名義人の承諾が得られない者
- (6) 賃貸又は販売等営利の目的で専用住宅に補助対象施設を設置する者
- (7) 市税を滞納している者

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助対象施設の設置に要する費用に相当する額とし、別表1の人槽区分により定める額を限度として補助する。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の地域において、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽等への転換に限り、別表2の工事区分の欄に掲げる宅内配管工事及び単独処理浄化槽撤去工事に要する費用に対し、補助限度額の欄に定める額を限度として加算した額を補助する。

3 補助事業に要する費用が前2項に定める補助限度額を超えない場合で当該費用に1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額を補助する。

（補助金交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書及び見積書の写し
- (3) 浄化槽設置届出書の写し又は建築確認済証及びし尿浄化槽調書の写し
- (4) 市が浄化槽設置者に通知する浄化槽設置届出書受理通知書の写し又は浄化槽変更届出書受理通知書の写し
- (5) 登録浄化槽管理票（C票）及び登録証
- (6) 敷地内の建物の配置図、全ての階の家屋平面図及び配管図
- (7) 浄化槽設置工事業者との工事請負契約書の写し
- (8) 滞納の無いことの証明 ただし、申請年度の前年の1月1日現在の住所が市外の者については、申請年度の前年度の滞納の無いことの証明又は納税証

明書を併せて添付する。

(9) 施工前及び完了後の現地確認の調査同意書

(10) 公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設等供用開始時の浄化槽廃止の誓約書

(11) 第4条第2項に規定する補助対象地域については、住民票（申請者を含む居住全員分）

(12) 単独処理浄化槽を撤去する場合は、当該単独処理浄化槽の配置図、配管図及び現況写真

(13) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第8条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとし、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（別記様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

（事業の着手）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、同項の通知を受けた後でなければ補助事業に着手してはならない。

（変更承認申請書等）

第10条 補助対象者は、第8条第2項の通知を受けた後、補助金交付申請の内容を変更しようとする場合は、合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書（別記様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（事業の廃止）

第11条 補助対象者は、第8条第2項の通知を受けた後、補助事業を廃止する場合には、速やかに合併処理浄化槽設置整備事業廃止届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助対象者は、補助事業の完了後1か月以内又は当該補助事業年度の3月20日のいずれか早い日までに、合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければ

ならない。

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類を添付）
- (2) 法第7条第1項及び第11条第1項の規定による検査の依頼書及び検査手数料の受領書の写し
- (3) 全浄連保証登録証（市町村用）
- (4) 合併処理浄化槽の設置工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前から完了までの工事の各工程及び管渠の写真
- (5) 完成配管図（平面図・縦断図）
- (6) 収支決算書
- (7) 浄化槽設備士が現地で施工状況を確認したチェックリスト
- (8) 住民票（補助対象者を含む居住全員分）
- (9) 維持管理誓約書
- (10) 単独処理浄化槽を撤去した場合は、当該単独処理浄化槽の処分状況の写真及び清掃費の請求書又は領収書の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（別記様式第7号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置を当該補助対象者に対して命令し、結果を報告させることができる。

（補助金の請求）

第14条 市長が前条の規定による補助金の交付額を通知した後、補助対象者は、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付請求書（別記様式第8号）により市長に補助金を請求することができる。

（補助金交付決定の取消し）

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 前各号のほか補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の処分に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金の交付額の確定後についても適用する。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象者に期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(施工の確認)

第17条 市長は、補助金に係る事務を適正に処理するため、補助事業の状況を現場において確認する。

(所有者又は使用者の責務)

第18条 補助対象施設の所有者又は使用者は、機能を常に良好な状態で保持するため、保守点検及び清掃を定期的に行い、法11条第1項に規定する指定検査機関の行う水質に関する定期検査を受け、適切な維持管理をしなければならない。

2 補助対象施設の所有者又は使用者は、浄化槽の機能及び管理状況についての市長が行う調査又は報告の求めに対し協力しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長の指示によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行期日までに、合併前の山口市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、小郡町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、秋穂町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、阿知須町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱、徳地町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により補助金を交付すると決定した者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 16 日から施行する。

(経過措置)

- 2 阿東町の編入の前日までに、編入前の阿東町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定により交付の決定がなされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 26 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に申請があったものに適用する。
- 2 第 6 条第 2 項のくみ取り便槽から合併処理浄化槽又は変則合併処理浄化槽への転換に要する費用に対する補助の規定は、平成 30 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

別表 1 （第 6 条第 1 項関係）

1 第 4 条第 1 項の地域

人 槽 区 分	補助限度額	
	転 換	新築及び改築等
5 人槽	3 8 4 , 0 0 0 円	3 3 2 , 0 0 0 円
6 人槽から 7 人槽まで	4 6 2 , 0 0 0 円	4 1 4 , 0 0 0 円
8 人槽から 1 0 人槽まで	5 8 5 , 0 0 0 円	5 4 8 , 0 0 0 円

2 第 4 条第 2 項の地域

人 槽 区 分	補助限度額
5 人槽	3 3 2 , 0 0 0 円
6 人槽から 7 人槽まで	4 1 4 , 0 0 0 円
8 人槽から 1 0 人槽まで	5 4 8 , 0 0 0 円

別表 2 （第 6 条第 2 項関係）

工 事 区 分	補助限度額
宅内配管工事	3 0 0 , 0 0 0 円
単独処理浄化槽撤去工事	9 0 , 0 0 0 円

備考

- 1 補助限度額は、日本産業規格「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3 3 0 2 - 2 0 0 0）」により算定した人数又は

山口県建築行政連絡協議会「既存住宅（増築又は改築する場合を含む）に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書に関する適用基準」を適用した人数による人槽区分を基本とする。

- 2 既存の合併処理浄化槽を廃止して新たに別の合併処理浄化槽に付け替える場合は、「転換」に該当しない。
- 3 転換の場合、瀬戸内海に生活排水が排出される地域においては、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（以下「要領」という。）中「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」の区分の基準額を適用する。ただし、前段に該当しない地域（阿東地域）においては、要領中「浄化槽」の区分の基準額に人槽に応じた額を加算して「窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽」の区分の基準額と同額を補助する。
- 4 転換により設置される浄化槽が第2条第1項第3号に該当しない場合は、要領中「浄化槽」の区分の基準額を適用する。
- 5 新築及び改築等は、要領中「浄化槽」の区分の基準額を適用する。